

令和6年度第3回中標津町地域公共交通活性化協議会 議事録

中標津町地域公共交通活性化協議会事務局
(中標津町町民生活部生活課)

1 日 時 令和7年3月14日(金) 10:30～

2 場 所 中標津町役場 3階 301会議室

3 出席者 遠藤会長、他委員15名、アドバイザー、オブザーバー、事務局3名

4 議 題 議案第1号 中標津町地域公共交通計画の評価等について
議案第2号 運賃協議部会の設置について

5 議事の経過

(1) 協議会運営に関する報告

- ・出席者数は過半数を超えるため、協議会設置要綱第6条第2項より会議は成立。
- ・役員改選により、2月20日付で武佐地区連合会の林委員が新谷委員に変更。

(2) 議案第1号 中標津町地域公共交通計画の評価等について

【事務局説明】

- ・議案のとおり

【会長】

- ・事務局より説明のあった本年度の計画評価について、この内容で決定し、国へ提出する形でよろしいか。
- 異議なし→**議案第1号について承認**

(3) 議案第2号 運賃協議部会の設置について

【事務局説明】

- ・議案のとおり
- ・令和7年4月～5月に、町HP、公式SNS、町営バスへの意見用紙設置等により、運賃について意見募集を行う。期間は2週間程を予定。
- ・部会については、書面開催を予定し、事業者ごとに個別に実施する。

【会長】

- ・運賃協議部会の設置について、議案のとおり設置する形でよろしいか。
- 異議なし→**議案第2号について承認**
- ・阿寒バス(株)及び根室交通(株)が運行している路線の運賃について、令和7年10月からの再編に向けて協議するため、委員の皆様にはご苦勞をお掛けするが、よろしくお願いします。

(4) その他

【事務局報告】

- ・ 昨年 12 月に開催した第 2 回活性化協議会において説明した、国の補助制度「地域公共交通調査等事業」について、制度内の「利便増進計画策定事業」に応募し補助内示を受けたため報告する。
- ・ 事業の概要は、現在、策定をしている「中標津町地域公共交通計画」内に利用促進に向けた取組・計画等を定める「利便増進計画」を策定し加えるものであり、令和 7 年 10 月の再編に向けた各種施策について、本補助制度を活用する。

【アドバイザー】

- ・ 中標津町は、「地域公共交通計画」について、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間としている。
- ・ 事務局より報告のあった「利便増進実施計画」を策定・認定されることで、国の運行路線補助制度である「フィーダー補助」等、各種特例措置を受けることができる。
- ・ 「利便増進計画」の特例期間は 5 年間であり、例えば、令和 8 年度に策定・認定を受けた場合は令和 12 年度までの特例期間となるが、この特例期間は「地域公共交通計画」の計画期間と連動するものとされているため、中標津町の場合は、現在の計画期間では特例期間は令和 8～9 年度までの 2 年間のみとなってしまう。
- ・ このことから、現在の地域公共交通計画について、再編に伴う見直しも踏まえ、計画期間を延ばすことも考えていく必要がある。
- ・ 利便増進実施計画の策定を進めつつ、関係する地域の方にお話を伺いながら、実証運行に向けて進めていくため、是非、皆様も乗車いただき、ご意見をいただければと思う。

(5) 質疑

【委員】

- ・ 実証運行の実施に向け、PR はどのような方法で行うのか。

【事務局】

- ・ 令和 7 年 10 月からの実証運行開始を予定しているが、例えば、1 ヶ月前の周知では遅いと考えており、夏頃には、路線や運賃等を町民に周知する予定。
- ・ 周知方法については、町 HP や公式 SNS での周知だけではなく、チラシの印刷、高等学校等への情報提供や公共施設での掲示などを想定している。

(6) 閉会

【事務局】

- ・ 先ほど、運賃部会の話もあったが、郡部のデマンド運行料金についての議論等、進めていかなければならない部分もあるため、次回の協議会を 6 月と予定しているが、事前に議案を送付して確認していただいたり、その前後、場合によっては、書面等で情報共有したいと思っているためよろしくお願いしたいと思う。